

食品安全委員会（第922回会合）議事概要

日 時:令和5年11月28日(火) 14:00~15:42

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか6名出席

傍聴者:一般62名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・農薬 7品目（厚生労働省からの説明）

イソフェタミド

カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノ
ミル

ジンプロピリダズ

スピロテトラマト

ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート

フルキサメタミド

フルペンチオフェノックス

・農薬 2品目（農林水産省からの説明）

カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノ
ミル

ピペロニルブトキシド

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

「ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

「イソフェタミド」及び「フルキサメタミド」については、評価書を改訂することなく評価の結果を通知し、また、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「イソフェタミドの許容一日摂取量（ADI）を0.053 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を3 mg/kg 体重と設定する。

フルキサメタミドのADIを0.0085 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

「ジンプロピリダズ」及び「スピロテトラマト」については、農薬

第五専門調査会において、「フルペンチオフェノックス」については農薬第四専門調査会において審議することとなった。

「カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル」については、「チオファネート」が、国内及び海外において使用されていない等の状況を踏まえ、「カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル」として基準値設定を検討し、「カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル」として、農薬第二専門調査会において審議することとなった。

「ピペロニルブトキシド」については、既に令和4年に厚生労働省から評価要請がなされていることから、動物用医薬品専門調査会において審議を行った後に、農薬第三専門調査会の方で併せて審議することとなった。

- ・動物用医薬品 1品目（評価申請の取下げ）
トビシリン

→厚生労働省から説明。

本件については、取り下げられたものと認め、専門調査会における調査審議は中止することとなった。

- ・プリオン 1案件
牛肉骨粉等の鶏・豚等飼料への利用再開について

→農林水産省から説明。

本件については、プリオン専門調査会において審議することとなった。

（2）汚染物質等専門調査会における審議結果について

- ・「カドミウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の脇委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を汚染物質等専門調査会に依頼することとなった。

（3）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「フェノキシエタノールを有効成分とするすずき目魚類の薬浴剤（バイオネンネ）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「JPAo006 株を利用して生産されたリパーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「JPAo011 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「ブロフラニリドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（リブケアFL）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。